日本薬物動態学会 2025 年度学会賞、奨励賞 創薬貢献・北川賞、創薬貢献・奨励賞ならびに功労賞 受賞候補者推薦募集

1. 資格:

推薦者は、本会代議員であること。

被推薦者は、2025年5月7日(水;締切日)現在、学会賞および創薬貢献・北川賞では5年、功労賞では10年、奨励賞では3年継続して本会会員であること。なお、奨励賞および創薬貢献・奨励賞の場合2025年4月1日現在満46歳未満であること。

2. 受賞の対象:

- (1) 学会賞薬物動態研究の進歩、発展に関して卓抜な功績を挙げた会員
- (2) 奨励賞 薬物動態研究の発展に寄与する顕著な業績を挙げ、将来の活躍が期待される若手会員。過去 5 年間に必ず本学会の年会あるいは本学会の学術雑誌で発表をしていること。
- (3) 創薬貢献・北川賞 企業において医薬品の創生と医療への適用,及びそれに関連した薬物動態研究に貢献が認められる会員
- (4) 創薬貢献・奨励賞 企業において医薬品の創生と医療への適用に寄与する業績を 挙げ,将来の活躍が期待される若手会員。過去 5 年間に必ず本学会の年会 あるいは本学 会の学術雑誌で発表をしていること。
- (5) 功労賞 本学会の運営・発展あるいは薬物動態研究における啓発活動上その功績 が顕著なもの

いずれの賞においても、対象となる候補研究題目は、他の学会等で過去に受賞対象となっていないこと(他学会で受賞されたものとタイトルおよび研究内容、推薦内容が同一であってはならない)。功労賞にあっては過去に学会賞、創薬貢献・北川賞(旧北川賞)の受賞歴のないものであること。

学会賞、奨励賞、創薬貢献・奨励賞および功労賞は、単独名での受賞とする。創薬貢献・北川賞についても単独名での受賞が望ましいが、同一研究業績につき 5 名を超えない範囲において、連名で受賞することもできる。

(創薬貢献・北川賞及び創薬貢献・奨励賞制定理由書)

医薬品の研究開発の過程で薬物動態研究を遂行するに当たり、新たな技術、手法を考案 し、それが広く利用される場合、その功績は、本学会の発展に寄与するところが大き い。しかし、たとえこのような優れた業績が顕彰に値するものであるとしても、現在本 学会で制定している「学会賞」および「奨励賞」の対象とはならない場合がある。この ような研究者に対して「創薬貢献・北川賞」および「創薬貢献・奨励賞」をもってその 功績を讃える事は、企業に所属する会員のさらに高度な研究への啓発という点で有意義なことと考える。

なお、「創薬貢献・北川賞」および「創薬貢献・奨励賞」は企業に在籍中の業績を対象 とするが、応募時の所属は問わない。

3. 推薦方法:

推薦者は、各賞毎に下記表に示す書類を、1 個の PDF file にまとめ、e-mail の添付書類として、学会事務局 maf-jssx@mynavi.jp 宛に 2025年5月7日(水)までにご送付下さい。ただし、特別な理由がある場合、ファイルを分割することを可能としますが、ファイル名に通し番号をつけてください。5月22日(木)までに添付書類を受信した旨のメール返信がない場合、事務局(maf-jssx@mynavi.jp)へ問い合わせてください。本学会所定の推薦書類一式は学会ホームページ「学会賞等推薦方法」

(https://www.jssx.org/award/suisen/) からダウンロード可能です。

4. 締め切り:2025年5月7日(水)

5. 書類提出先:

一般社団法人 日本薬物動態学会事務局 E-mail: maf-jssx@mynavi.jp ※e-mail の件名は「賞推薦書類提出の件」としてください。

6. 補足事項

- (1) 各受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則といたします。
- (2) 奨励賞にあっては、3年毎に企業所属研究者のみを対象とした受賞枠を設けていましたが、創薬貢献・奨励賞の制定により、これを廃止します。(細則、奨励賞選考規定参照)。
- (3) 平成20年度より、学会賞の受賞者数が「原則として1件」となりました。
- (4) 推薦理由書は必ず推薦者が責任を持って記載してください。不明の点については、問い合わせをする場合があります。
- (5) 推薦理由書の文字数の制限は必ず守ってください。
- (6) 申請書類の日付は全て西暦でご記入ください。

7. 各賞募集に必要な提出書類

1. 学会賞

番号	評価項目	提出書類	備考
学会賞		推薦書(学会所定用紙)	
様式1			

学会賞	薬物動態研究の進歩、発展	推薦理由書(A4, 形式自	・4,000 字以内
様式 2	における功績	由)	
学会賞	研究業績	代表的な原著論文、総説、	・コピー可
様式3		著書など5報以内の別刷	・当該研究に直接関係のあ
			るもの
		研究業績目録	・各論文のインパクトファ
			クター、被引用件数を付
			記
			・別刷添付の5報に○
			・研究題目に直接関連する
			業績 10 編以内とそれ以
			外の業績を分けて記載
学会賞	本学会への貢献	学会発表(シンポジウム・	・過去5年間分を記載
様式 4		口頭・ポスター)、 WS 発	
		表、学会誌投稿	
学会賞	特許(業績評価を希望する		・関連する論文業績があれ
様式 5	場合のみ)		ば付記
学会賞	招待講演		・国内、国外に分けて過去
様式 6	(国内、国外)		5 年間分を記載
学会賞	研究費獲得状況		・代表または分担研究者と
様式 7			して獲得した研究費につ
			き、過去 5 年間分を記
			載
学会賞	その他		・その他、特記すべき事項
様式8			があれば記載してくださ
			₹ 3

2. 奨励賞

番号	評価項目	提出書類	備考
奨励賞		推薦書 (学会所定用紙)	
様式1			
奨励賞	薬物動態研究の発展に寄与	推薦理由書(A4, 形式自	· 2,000 字以内
様式 2	する顕著な業績および将来	由)	
	の期待度		
奨励賞	研究業績	代表的な原著論文、総説、	・コピー可
様式3		著書など5報以内の別刷	・当該研究に直接関係のあ
			るもの
		研究業績目録	・各論文のインパクトファ
			クター、被引用件数を付
			記
			・別刷添付の5報に○

			・研究題目に直接関連する
			業績 10 編以内とそれ以
			外の業績を分けて記載
奨励賞	本学会への貢献	学会発表(シンポジウム・	・奨励賞においては、過去
様式 4		口頭・ポスター)、 WS 発	5年間に必ず本学会の年
		表、学会誌投稿	会あるいは本学会の学術
			雑誌で発表をしているこ
			ک
奨励賞	特許(業績評価を希望する		・関連する論文業績があれ
様式 5	場合のみ)		ば付記
奨励賞	招待講演		・国内、国外に分けて過去
様式 6	(国内、国外)		5 年間分を記載
奨励賞	研究費獲得状況		・代表研究者として獲得し
様式 7			た研究費につき、過去 5
			年間分を記載
奨励賞	その他		・その他、特記すべき事項
様式8			があれば記載してくださ
			€ √

3. 創薬貢献・北川賞

番号	評価項目	提出書類	備考
	山岬次口		NHI 47
創薬貢献・北川賞		推薦書(学会所定用紙) 	
様式1			
創薬貢献・北川賞	企業における医薬品の創	推薦理由書(A4, 形式自	・4,000 字以内
様式2	生と医療への適用,及び	由)	
	それに関連した薬物動態		
	研究における功績		
創薬貢献・北川賞	企業における薬物動態研	代表的な原著論文、総説、	・コピー可
様式3	究業績	著書など5報以内の別刷	・当該研究に直接関係
			のあるもの
		研究業績目録	・各論文のインパクト
			ファクター、被引用
			件数を付記
			・別刷添付の 5 報に
			0
創薬貢献・北川賞	本学会への貢献	学会発表(シンポジウム・	
様式4		口頭・ポスター)、 WS 発	
		表、学会誌投稿	
創薬貢献・北川賞	特許(業績評価を希望す		・関連する論文業績が
様式5	る場合のみ)		あれば付記
創薬貢献・北川賞	招待講演		・国内、国外に分けて
様式 6	(国内、国外)		記載

創薬貢献・北川賞	その他	・その他、特記すべき
様式7		事項があれば記載し
		てください

4. 創薬貢献・奨励賞

番号	評価項目	提出書類	備考
創薬貢献・奨励賞	n id All	推薦書(学会所定用紙)	FIN 3
様式1			
創薬貢献・奨励賞	企業における医薬品の創	推薦理由書(A4, 形式自	· 2,000 字以内
様式 2	生と医療への適用に寄与	曲)	・研究業績への候補者
	する顕著な業績および将		の貢献度も記載
	来の期待度		
創薬貢献・奨励賞	企業における研究概要		・A4 形式自由
様式3			
創薬貢献・奨励賞	研究業績	代表的な原著論文、総説、	・コピー可
様式 4		著書など5報以内の別刷	・当該研究に直接関係
			のあるもの
		研究業績目録	・各論文のインパクト
		論文、学会発表、特許等	ファクター、被引用
			件数を付記
			・別刷添付の 5 報に
			0
			・研究題目に直接関連
			する業績には論文以
			外に学会発表や特許
			等を記載。それ以外
			の業績は論文のみ
			を分けて記載
創薬貢献・奨励賞	本学会への貢献	学会発表(シンポジウム・	・創薬貢献・奨励賞に
様式 5		口頭・ポスター)、 WS 発	おいては、過去5年
		表、学会誌投稿	間に必ず本学会の年
			会あるいは本学会の
			学術雑誌で発表をし
			ていること
創薬貢献・奨励賞	特許(業績評価を希望す		・関連する論文業績が
様式 6	る場合のみ)		あれば付記
創薬貢献・奨励賞	招待講演		・国内、国外に分けて
様式7	(国内、国外)		記載
創薬貢献・奨励賞	その他		・その他(業績目録以
様式8			外の本学会の年会あ
			るいは学術雑誌での
			発表等、特記すべき

	事項があれば記載し
	てください)

5. 功労賞

番号	評価項目	提出書類	備考
功労賞		推薦書(学会所定用紙)	
様式1			
功労賞		推薦理由書(A4, 形式自	・4,000 字以内
様式2		由)	
功労賞	薬物動態学研究における	啓発活動に該当する代表的	・受賞対象に直接関係
様式3	啓発活動	な原著論文、総説、著書な	のあるもの
		どの題名、著者名の目録	
功労賞	本学会への貢献	年会長、WS 世話人、会	・本学会への貢献を示
様式 4-6		長・理事・監事などの就任	す資料を提出
		期間、年会・ WS オーガ	
		ナイザー、学会発表(シン	
		ポジウム・口頭・ポスタ	
		ー)、学会誌への投稿など	
功労賞	その他		・その他、特記すべき
様式7			事項があれば記載し
			てください

注:功労賞にあっては、番号3と4-6の両方を求めるものではありません。啓発活動において功労賞 に値する場合には啓発活動のみでご推薦いただいても結構です。また、本学会への貢献についても、同 様に考えご推薦いただきますようお願いします。

8. 各賞に関する日本薬物動態学会細則(応募時にご参照ください)

学会賞等細則

定款第4条(3)に基づき、日本薬物動態学会賞(以下学会賞、英名:JSSX Award (The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award))、日本薬物動態学会奨励賞(以下奨励賞、英名:JSSX Award for Young Scientists (The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award for Young Scientists))、日本薬物動態学会創薬貢献・北川賞(以下創薬貢献・北川賞、英名:JSSX Kitagawa Memorial Award for Dedication to Drug Discovery)、日本薬物動態学会創薬貢献・奨励賞(以下創薬貢献・奨励賞、英名:JSSX Award for Young Scientists with Dedication to Drug Discovery)および日本薬物動態学会功労賞(以下功労賞、英名: JSSX Award for Distinguished Services (The Japanese Society for the Study of Xenobiotics Award for Distinguished Services))を制定する。

1. 学会賞選考規定

第1条 本会は我が国における薬物動態研究の進歩,発展に貢献した会員の功績を顕彰するため、学会賞を制定する.

第2条 賞は賞状および副賞とする.

第3条 受賞者は継続して 5 年以上の会員歴を有し、第 1 条に定める事項について卓抜 な功績を挙げたものとする. なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め 切り日までとする.

第4条 受賞は1年1回,原則として1件以内とする.

第5条 受賞者は別に定める学会賞選考内規により選考する.

第6条 会長は、第5条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

第7条 学会賞の授与は総会で行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

学会賞選考内規

第1条 学会賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

第2条 選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員 5 名以上を持って 組織する。

第3条 選考委員長は理事会で指名する.

第4条 選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する、選考により該当者がない場合にもその旨を報告する。

2. 奨励賞選考規定

第1条 本会は我が国における薬物動態研究の発展に寄与する顕著な業績を挙げ、将来の活躍が期待される若手研究者の研究を推進・奨励するため、奨励賞を制定する.

第2条 賞は賞状および副賞とする.

第3条 受賞者は継続して3年以上の会員歴を有し,第1条に定める事項について卓抜な 功績を挙げ,将来の活躍が期待される研究者であり,応募年の4月1日現在満46歳未満 の者とする.なお,会員歴は会員として登録された日より起算,公募締め切り日までとす る.

第4条 受賞は1年1回,3件以内とする.

第5条 受賞者は別に定める奨励賞選考内規により選考する.

第6条 会長は、第5条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

第7条 奨励賞の授与は総会で行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

奨励賞選考内規

第1条 奨励賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

第2条 過去5年間に、本学会の年会あるいは本学会の学術雑誌で必ず発表していることを応募条件とする.

第3条 選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員 5 名以上を持って 組織する。

第4条 選考委員長は理事会で指名する.

第5条 選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長 に報告する、選考により該当者がない場合にもその旨を報告する。

3. 創薬貢献・北川賞選考規定

第1条 本会は企業における医薬品の創生と医療への適用,及びそれに関連した薬物動態研究において,貢献が認められる会員の功績を顕彰するため,この創薬貢献・北川賞を制定する.

第2条 賞は賞状および副賞とする.

第3条 受賞者は継続して5年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について卓抜な 功績を挙げたものとする. なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切 り日までとする.

第4条 原則として受賞は1年1回、1件以内とする。

第5条 受賞者は別に定める創薬貢献・北川賞選考内規により選考する.

第6条 会長は、第5条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

第7条 創薬貢献・北川賞の授与は総会で行う。また、受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする。

創薬貢献・北川賞選考内規

第1条 創薬貢献・北川賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

第2条 選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。

第3条 選考委員長は理事会で指名する.

第4条 選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長に報告する、選考により該当者がない場合にもその旨を報告する。

4. 創薬貢献・奨励賞選考規定

第1条 本会は企業における若手研究者の医薬品の創生と医療への適用、およびそれに関連した薬物動態研究を推進・奨励するため、この創薬貢献・奨励賞を制定する.

第2条 賞は賞状および副賞とする.

第3条 受賞者は継続して 3 年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について、

1) 医薬品研究開発における薬物動態試験の評価系の構築,効率化または判断基準の明確化に寄与する業績,2) 新薬の薬物特性の解明による特徴付けや既存薬との差別化に寄与する業績,3) 医薬品の臨床での適正使用に寄与する業績等を挙げ,将来の活躍が期待される研究者であり,応募年の4月1日現在満46歳未満の者とする.なお,会員歴は会員として登録された日より起算,公募締め切り日までとする.

第4条 原則として受賞は1年1回、3件以内とする.

第5条 受賞者は別に定める創薬貢献・奨励賞選考内規により選考する.

第6条 会長は, 第5条の規定による選考結果の報告を受け, これを理事会に諮り, 受賞者を決定する.

第7条 創薬貢献・奨励賞の受賞は総会において行う. また, 受賞者は年会で受賞講演を 行うことを原則とする.

創薬貢献・奨励賞選考内規

第1条 創薬貢献・奨励賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する。

第2条 過去5年間に、本学会の年会あるいは学術雑誌での発表も評価対象とする.

第3条 選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する.

第4条 選考委員長は理事会で指名する.

第5条 選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長 に報告する. 選考により該当者がない場合にもその旨を報告する.

5. 功労賞選考規定

第1条 本会は本学会の運営・発展あるいは薬物動態研究における啓発活動上その功績が 顕著な会員を顕彰するため、功労賞を制定する。

第2条 賞は賞状および副賞とする.

第3条 受賞者は継続して10年以上の会員歴を有し、第1条に定める事項について卓抜な 功績を挙げたものとする。なお、会員歴は会員として登録された日より起算、公募締め切 り日までとする。

第4条 学会賞,創薬貢献・北川賞の受賞者は対象としない.

第5条 原則として受賞は1年1回,1件以内とする.

第6条 受賞者は別に定める功労賞選考内規により選考する.

第7条 会長は、第6条の規定による選考結果の報告を受け、これを理事会に諮り、受賞者を決定する。

第8条 功労賞の授与は総会において行う. また,受賞者は年会で受賞講演を行うことを原則とする.

功労賞選考内規

第1条 功労賞は公募によるものとし、本会代議員または名誉会員により推薦された会員の内より選考する.

第2条 選考委員会(以下委員会という)は、理事会で選出された委員5名以上をもって組織する。

第3条 選考委員長は理事会で指名する.

第4条 選考委員長は委員会の議長となり、議事の進行に当たると共に、選考結果を会長 に報告する、選考により該当者がない場合にもその旨を報告する